

「年金請求書」の記入のしかた (① ~ ⑤ の順でご記入ください)

年金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

受給権者 フリガナ 氏名	杉並区高井戸西3-5-24	電話番号	xx - xxxx - xxxx
	ネンキン タロウ	生年月日	昭和-△△.△△.△△

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれかをチェックしてください。

要 受 取 方 法 枠 枠	1 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	2 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は継下げ予定)	3 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は継下げ予定)	4 <input checked="" type="checkbox"/> 65歳以降に年金を(継下げ)請求予定※は皆の提出は不要です。
---------------------------------	---	---	---	--

① 提出日をご記入ください。

② 住所、氏名、電話番号をご記入ください。

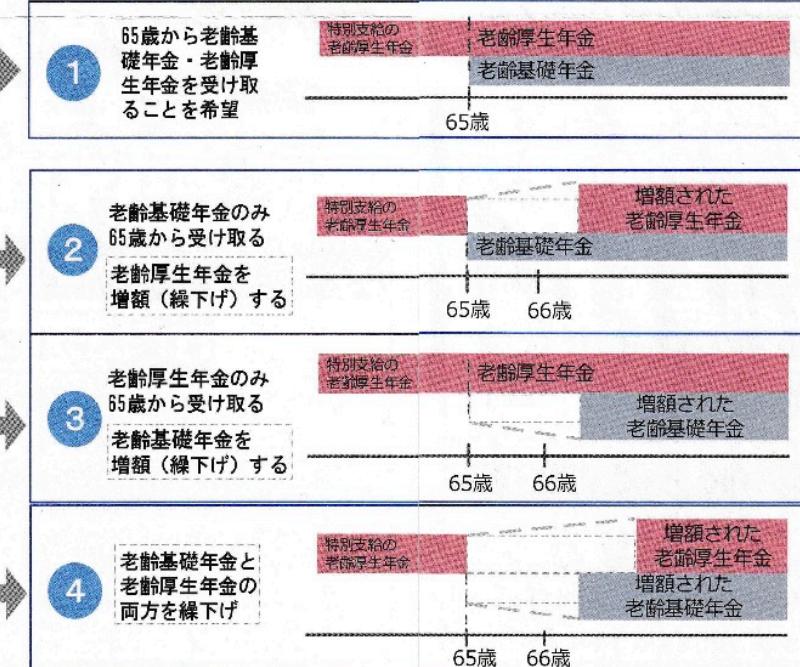
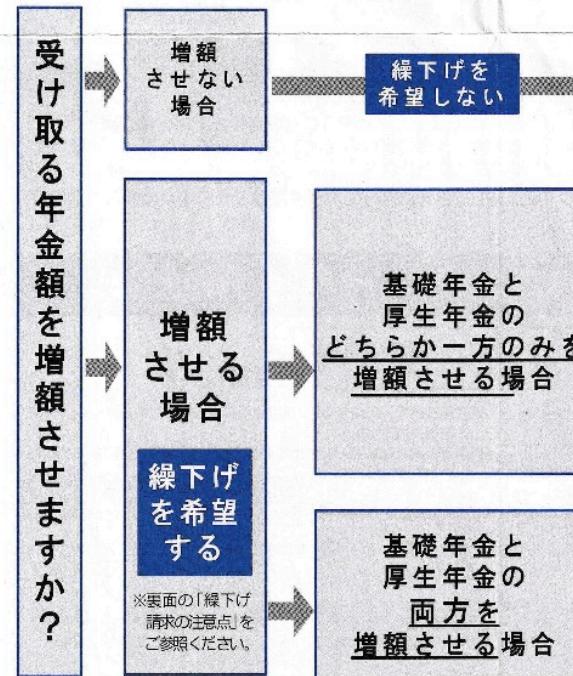
<住所・氏名について>

△この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。
同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

③ ご希望の受取方法を一つ選択し、チェック□をつけてください。

老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るかそれぞれ選択することができます。

手続きの方法は下の①～④の4種類です。よくお読みいただきお間違いのないようお願いします。



手続きのしかた

この受け取り方を選択された方は「1」にチェックをつけてご提出ください。

1 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る

この受け取り方を選択された方は「2」にチェックをつけてご提出ください。

2 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は継下げ予定)

この受け取り方を選択された方は「3」にチェックをつけてご提出ください。

3 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は継下げ予定)

○同封のハガキの提出は不要です。

○75歳までのご自身が希望する時期に年金の請求手続きを行ってください。

○手続きの方法については、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

△障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を継下げて受け取ることができません。(裏面の「継下げ請求の注意点」参照)

選択できない受取方法については、「*」を表示しておりますので、「*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。

「*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、継下げ請求ができます。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。